

重要事項説明書

(訪問看護・予防訪問看護)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者概要

事業者名称	医療法人偕行会 偕行会リハビリテーション病院 訪問看護
主たる事業所の所在地	名古屋市中川区法華一丁目172番地
法人種別	医療法人 偕行会
代表者	理事長 山田 哲也
電話番号	052-363-7211

介護保険法令に基づき愛知県知事から指定をうけている事業所名称 (指定番号)	介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
偕行会リハビリテーション病院 (2317500227)	訪問看護 予防訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 予防訪問リハビリテーション 予防通所リハビリテーション

2、ご利用事業所

ご利用事業所の名称	偕行会リハビリテーション病院 訪問看護
指定番号	2317500227
所在地	弥富市神戸5丁目20番
電話番号	0567-52-3883
通常の事業の実施地域	名古屋市南西部、弥富市、あま市、愛西市、津島市、 海部郡蟹江町、海部郡飛島村、木曾岬町 以上市町村のいずれも一部地域

3、事業の目的と運営方針

事業の目的	病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた介護保険対象者、老人医療受給対象者及び、健康保険対象者に対し、看護師が訪問し、看護サービスを提供する。この事業は、介護保険法、後期高齢医療法及び健康保険法の理念に
-------	---

	に基づき、老人・障害者・末期患者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、心身の機能の維持回復及び死活機能の維持または向上とともに、在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問看護サービス事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、医師会はもとより、訪問看護の必要のある患者の主治医である地域の開業医の先生方及び居宅介護支援事業者等と連携をとり、協力と理解のもとに地域の在宅療養支援ネットワークの機能の一部として、安心して広く活用していただけるよう、適切な運営を図るものとする。 2. 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適宜協議する。 3. 訪問看護事業を開設事業者とは独立して位置づけ、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

4、ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	職員数	職員体制			
看護師	3名	常勤	2名	非常勤	1名
准看護師	0名	常勤	0名	非常勤	0名
事務員	2名	常勤	2名	非常勤	0名

5、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 祝日を含みます・12/30～1/3は相談に応じます
営業時間	8:30～17:00

6、サービスの概要

訪問看護サービスの種類	内容	単位	単位当たりの利用料金
訪問看護Ⅱ 2	療養上の世話や必要な診療の補助	30分未満	別紙のとおり
訪問看護Ⅱ 3		30～60分未満	
訪問看護Ⅱ 4		60～90分未満	
予防訪問看護Ⅱ 2		30分未満	
予防訪問看護Ⅱ 3		30～60分未満	
予防訪問看護Ⅱ 4		60～90分未満	

2) 利用料金

別紙をご参照ください。

3) 交通費について

通常の実施地域以外にお住まいの方 1 回 5 5 0 円。

4) 利用料金の請求及びお支払

利用料金は翌月 10 日以降の訪問日に請求書をお渡しします。翌訪問日に現金にて集金若しくは指定日に利用者指定口座からの自動振替（別途申し込み必要）となります。

（暦の関係で請求書のご案内が遅れる場合もあります。ご了承ください。）

7、個人情報保護と開示

当偕行会リハビリテーション病院は「医療法人偕行会の個人情報保護規定」、「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報の利用目的」に基づき、個人情報の保護及び開示に積極的に取り組んでおります。

8、虐待の防止

当訪問看護は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じる。

1. 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者：管理者（課長）今井志保

2. 成年後見制度を整備する。

3. 苦情解決体制を整備する。

4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

5. サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（ご利用の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

9、苦情申立窓口

ご利用者のご相談窓口	ご利用時間	平日 午前 8 : 30 時～午後 17 時 00 分
	ご利用方法	電話 0567-52-3883
	面接場所	当事業所

注) 市町村の窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることもできます。

国民健康保険団体連合会：TEL (052) 971-4165

10、緊急時の対応

サービス提供時は、訪問看護師の判断で急変時の対応可能な医療機関へ連絡します。

1 1.災害時の対応方法について

訪問移動中に災害が発生した場合、サービスの提供を中止させていただく場合があります。サービス提供中に災害が発生した場合、災害の状況を確認し、安全な場所への移動や救助にあたります。

1 2.事業計画・財務内容に関する閲覧について

当事業所では、ご利用者様の求めに対して、事業計画及び財務内容に関する資料の閲覧を行います。別紙申請書を記入の上、担当者にお申し出ください。

1 3.その他

- ① 訪問看護の実施はかかりつけ医と当院医師の指示のもと行います。
- ② 当事業所では担当する看護師（受け持ち）を中心に数人の看護師で訪問させていただきます。
- ③ あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は事業者や交通事情などの都合によりやむをえず変更させていただく場合があります。その場合は出来るだけ早く連絡させていただきます。
- ④ 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。
- ⑤ 訪問時の飲食・お心遣いなどのご遠慮いたします。
- ⑥ ペットがいる場合は、ケア内容に支障が出ないように適切に繋いでいただくか、別の部屋での対応をしていただくようお願いいたします。
- ⑦ ハラスメントに該当する行為を行い、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護利用の目的を達成することが不可能となったとき、10日以上の予告期間をもってサービス提供を終了する場合があります。

(2025年4月1日現在)